

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊長 野地 恭平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4P9Y1K101870		4PZH1A10049 0001						
品名 または 件名								
たん白泡消火薬剤の交換役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
木更津駐業				木更津駐屯地業務隊 補給科 施設				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
補給班 末松1曹 (342)				令和7年3月25日 (火)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊木更津駐屯地 第316会計隊木更津派遣隊事務室 (＃762隊舎1F) 及び
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年12月19日 (木) 11時30分 第316会計隊木更津派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。(競争参加資格の年度：令和4・5・6年度)
令和4・5・6年度の全省庁統一資格審査を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。(協力者含む。)
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 保証金については免除ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の方法

「落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10 (軽減税率対象品目については100分の8) に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。」

9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

10 契約書の作成

(1) 契約金額が50万円を超えた場合は請書を、150万円を超えた場合は契約書を契約締結後遅滞なく作成する。

(2) 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

(1) 入札開始前に必ず「資格決定通知書（写し）」を提出すること。

(2) 代理による入札参加者は、入札時に「入札委任状」を提出すること。

(3) 入札及び契約に関する詳細は、「入札及び契約心得」を閲覧すること。

(4) 郵便による入札は令和6年12月18日 15時までに、下記宛先まで必着とする。

封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書で「入札書在中」と明記し、郵送すること。

また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡を申し出ること。

(5) 電信・電話による入札は、不可とする。

(6) 本記載事項に関する問い合わせ

〒292-8510千葉県木更津市吾妻地先

陸上自衛隊木更津駐屯地

第316会計隊木更津派遣隊契約班 担当：谷山

TEL 0438-23-3411（内線351）

FAX 0438-23-3411（内線357交換切替）

(7) 仕様書に関する問い合わせ

木更津駐屯地業務隊補給科 担当：末松（内線342）

※FAX送信の際は、音声通話からのFAX切り替え、もしくは電話で一報してからのFAX待ち受けどちらかになります

仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
たん白泡消火薬剤の交換役務		業補第25号	
		作 成	令和6年11月15日
		作成部隊等名	木更津駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、木更津駐屯地内において実施する移動式消火設備用のたんぱく泡消火薬剤の交換について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、木更津駐屯地において移動式消火設備用のたんぱく泡消火薬剤の交換・運搬・処分を行うものとする。

2.2 交換薬剤の種類

交換薬剤の種類は、表1によるものとし、交換する薬剤は、既存薬剤と同等品以上のものとする。

表1－交換薬剤の種類

種別	薬剤名称
たん白泡消火薬剤3%	DKエアフォーム（泡第58－6号）

2.2 作業対象設備

作業対象設備は、表2による。

表2－作業対象設備

建物	メーカー名 型式・設置	数量	泡容量 (ℓ)	合計	薬剤名称	検定型 式番号	備考
航空燃料 給油所	日本ドライケミカル PPT36NS	1 基	3700/基	3700ℓ	DKエアフォーム	泡第58 －6号	投入する薬 剤は、契約 業者が準備 する。

2.3 交換済み薬剤等の処分

契約の相手方は、交換済み薬剤、ポリタンク等の処分にあたっては、法律に基づき適切に行うものとする。

3 品質保証

契約の相手方は、本役務終了後官側に提出書類及び管理票（マニフェスト）E表を提出し、役務完了の確認を受けるものとする。

4 提出書類

契約の相手方は、表 3 の書類を提出するものとする。

表 3－提出書類

品名	数量	記載事項	様式
作業報告書	1 式	作業前・中・後 格納庫名及び薬剤の種類の記載	会社様式

5 その他

その他は次による

- a) 駐屯地への立入りは所定の手続きを実施し、作業実施場所への立入りは官側の許可した場所のみとする。
- b) 入門者は全員日本国籍を有する者とする。
- c) 契約の相手方は、契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も、同様とする。
- d) 契約の相手方は、提出書類に必要な場合においても無許可の撮影をしてはならない。
- e) 実施業者は、作業実施上の不備により機器又は周辺施設に損害を与えた場合は、無償にて速やかに修理又は交換等を実施するものとする。
- f) 必要な使用機材、機器及、薬剤及び消耗品は契約業者側が準備するものとし、作業において発生した交換済み薬剤・ポリタンク等は契約業者側で処分するものとする。
- g) 泡消火薬剤については、次の条件のいずれも満たしたものであること。

意図して P F O A とその塩及び P F O A 関連物質を使用した泡消火薬剤又は消火器でないこと。

泡消火薬剤又は消火器に使用する原材料に不純物として含まれる P F O A とその塩及び P F O A 関連物質が、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環保企発第 1808319 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知）3－4 に規定する、第一種特定化学物質として取り扱われることのない「副生成物」として、原材料の製造者又は輸入者において所管の行政機関に対し所要の手続（いわゆる「B A T 報告」）を行っている又は行う予定であること、その条件のいずれも満たしたものであること。

- h) 作業間は、駐屯地の業務に支障をきたさないように実施するものとする。
- i) 令和 7 年 3 月 25 日までに作業を完了させ、管理票（マニフェスト）E 票を提出するものとする。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。